

奈良県告示第百六十五号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十九条第三項の規定により、平成二十八年七月二十六日次のとおり遊漁規則の変更を認可した。

なお、当該認可に係る変更の内容は、これを省略し、奈良県農林部農業水産振興課において一般の縦覧に供する。

平成二十八年八月二日

奈良県知事 荒 井 正 吾

漁業権者の名称	住 所	免許番号	変更後の遊漁規則の施行日
吉野漁業協同組合	吉野郡吉野町大字飯貝	奈内共第二十二号 奈内共第二十三号 奈内共第二十四号 奈内共第二十五号 奈内共第五十六号	平成二十八年七月二十 六日
東吉野村漁業協同組合	吉野郡東吉野村大字小	奈内共第三十七号 奈内共第三十八号	平成二十九年三月一日
合 月ヶ瀬漁業協同組	奈良市月ヶ瀬月瀬	奈内共第三十九号 奈内共第四十号	平成二十八年七月二十 六日
合 波多野漁業協同組	山辺郡山添村大字大西	奈内共第三十九号 奈内共第四十号	右同
合 五月川漁業協同組	三重県伊賀市予野	奈内共第三十九号 奈内共第四十号	右同